

ごみ集積所設置等助成金

～ごみ集積所の設置やネット購入に対する費用の助成について～

1 目的

ごみ集積所周辺の景観に配慮した環境整備、美観向上のため、予算の範囲内において、自治会が行う集積所の設置・改修にかかる費用の一部を助成します。

2 助成対象者

ごみ集積所を設置・改修する自治会（申請者は区長又は町内会長となります。）

3 助成対象となる事業

- (1) 構造物の設置（新設や建て替え等）
- (2) 構造物の改修・塗装
- (3) カラスよけネットの設置（設置・収納に必要な消耗品含む）

※構造物とは、ごみ収納庫、コンクリート製の囲い等をいう。

※構造物の色は華美なものを避けてください。

4 助成金額

助成対象事業	助成対象経費	補助率	助成限度額
構造物の 設置・改修	材料費や購入費 工事費（業者委託の場合）	1／2	50,000 円
ネットの購入	購入費（設置に係る消耗品含む）	10／10	4,000 円

※構造物の設置・改修等と同時にネットを購入する場合は、構造物の設置・改修の補助率、助成限度額のみを適用します。

※ネットの購入は、購入費用が助成限度額に満たない場合はその額とします。

※助成対象経費には消費税及び地方消費税を含みます。なお、助成金額に 10 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

5 助成対象事業実施期間

令和7年6月2日（月）から令和8年1月30日（金）まで

6 申請期間

令和7年6月2日（月）から令和8年1月30日（金）まで

7 予算額

150万円（構造物の設置・改修：130万円、ネットの購入：20万円）

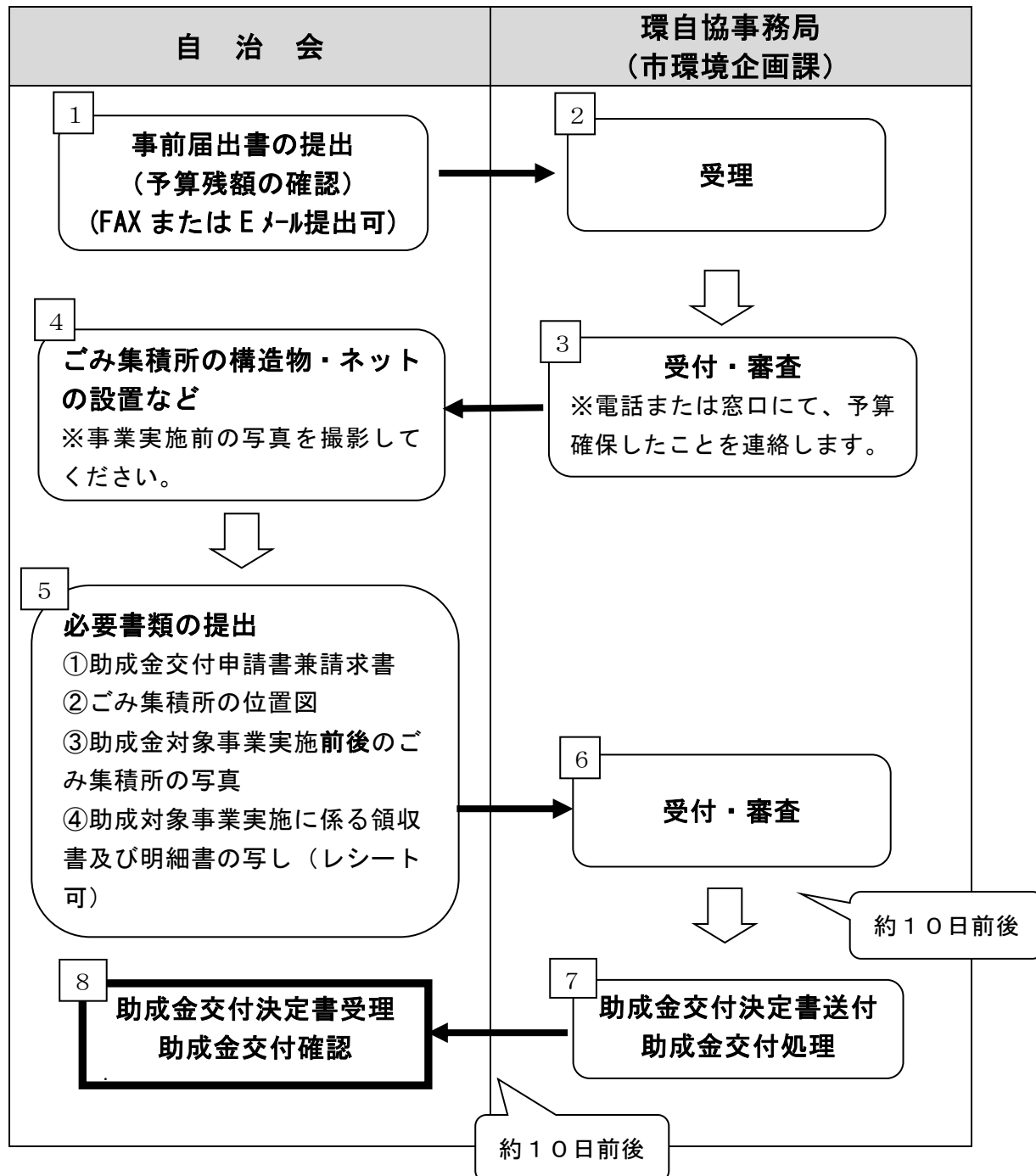
※8月1日以降は予算枠を解除し、全体予算で申請を受け付けます。

8 注意事項

- (1) 予算額に達した時点で、受付終了となります。事前届出書の提出時に、必ず予算残額の確認をしてください。
- (2) 同一箇所のごみ集積所において再度助成を受ける場合は、過去に助成を受けた年度から起算して、構造物は5年、ネット購入は3年を経過したものに限りま。

- (3) ごみ集積所 1 か所ごと事前届出書等の必要書類を提出してください。
- (4) 助成金振込先は自治会（区又は町内会）で保有する口座としてください。
- (5) 新たにごみ集積所を設置して市へ収集を依頼したい場合や、既存のごみ集積所にごみ収納庫などの構造物を設置する場合は、富士宮市生活環境課に事前にご相談ください。

9 申請から交付までの流れ



- ☛ ホームページから受付状況の確認と申請書等のダウンロードができます。
 (TOP ページ⇒市民の皆さんへ⇒ごみ・環境⇒ごみ・リサイクル⇒
 環自協「ごみ集積所設置等助成金」)

問合せ・書類提出先

富士宮市環境衛生自治推進協会（事務局：富士宮市役所 環境企画課）
 〒418-8601 富士宮市弓沢町 150 番地（市役所 4 階） TEL:0544-22-1136
 FAX:0544-22-1207 Eメール:kankikaku@city.fujinomiya.lg.jp